

ぎふしんビジネスクラブ会員規約

第一条 (名称)

本クラブの名称は、『ぎふしんビジネスクラブ』(以下本クラブという)と称する。

第二条 (本クラブの運営)

本クラブの運営は、岐阜信用金庫(以下金庫という)が行う。

第三条 (目的)

本クラブは次の目的をもつ。

1. 会員に対し、国内外の商談案件、M&A、投資、新事業などに関する情報について、適切な収集提供を図り、そのビジネスチャンスを支援する。
2. 会員間の情報交換を行い、取引の促進や提携、あるいは合併等による新規事業への進出等について支援する。
3. 会員に対し、情報交流の『場』として、各種イベント、社会福祉への寄贈、また異業種交流会などの企画運営を実施し、その事業拡大を支援する。

第四条 (業務提携)

岐阜信用金庫は、右の目的を達成するため、株式会社日本情報マート(以下会社という)と業務提携をし、会社は、右の情報に関するサービスを会員に提供する。

第五条 (事務局)

本クラブの事務局は岐阜信用金庫内におく。

第六条 (会員)

1. 本クラブの会員とは、第七条の入会手続きを経て、岐阜信用金庫が入会を認め、会員として登録された企業、団体、個人とする。
2. 本クラブの会員は、提携会社のサービスを楽しむため、同時に同社の運営するジャパン・インテリジェンスマート・クラブにも自動的に入会する。

第七条 (入会手続)

1. 本クラブに入会を希望するものは、書面による申込手続きにより入会を申し込むものとする。
2. 会員は、入会申込書をぎふしんビジネスクラブとジャパン・インテリジェンスマート・クラブ(本クラブ経由)へ提出するものとする。

第八条 （会員資格）

本クラブに入会を希望するものの中で、以下に該当するものについて、岐阜信用金庫は、その入会を拒否することができる。

1. 公序良俗に反する営業を営むもの。
2. その他、岐阜信用金庫が会員として不適当と認めたもの。

第九条 （退会）

会員が退会する場合には、書面による脱会届を岐阜信用金庫に提出しなければならない。

第十条 （除名）

岐阜信用金庫は、会員が次の各項に一つでも該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができる。

1. 会の名誉を著しく傷つけた場合。
2. 会員が解散し、または、会員に破産手続、民事再生若しくは会社更生手続きの開始があったとき、個人である会員が死亡した場合。
3. 本規約、その他の規約に違反した場合。
4. その他、会員として品位を損なうと認められる行為のあったとき。
5. ジャパン・インテリジェンスマート・クラブを除名された場合。

第十一条 （会員資格の譲渡）

会員は、その資格を譲渡することはできない。

第十二条 （会長・副会長・役員）

本会には、会長、副会長、役員をおき岐阜信用金庫がこれにあたり会を主宰する。会長には岐阜信用金庫理事長、副会長には副理事長、役員、若干名がこれにあたる。

第十三条 （事務局長・監査委員）

1. 本会には、事務局長1名、監査委員2名をおくものとする。
2. 各委員の任期は、事業年度間とする。

第十四条 （事業年度）

本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとし、事業は1年単位で行うものとする。

第十五条 （事務局長の任務）

事務局長はこの会を運営する。

第十六条 （会計）

本会の運営経費は、ジャパン・インテリジェンススマート・クラブの運営費ならびに会員からの実費をもってこれにあたる。

第十七条 （会計監査）

会計監査は2名の監査委員がこれにあたる。

第十八条 （会員が享受できるサービス）

岐阜信用金庫は、会社との業務提携により、会社が有する下記のサービス機能の提供を受けて本クラブを運営し、会員はこれを享受する。

1. 会員は、会社の「ファックス情報ネットワーク」により、会社が、国内外の情報ルートにて収集した「ライブ情報」の提供を受ける事ができる。
2. 会員は、会社が情報のライブラリーとしてあらかじめ蓄積している「ストック情報」を、必要な時に、本クラブを介して提供を受けることができる。
3. 会員は、会社に対し、特別な調査、コンサルティングなどの「オーダーメイド情報」を、本クラブを介して、または、会社に直接依頼し、提供を受けることができる。
4. 会員は、会社が企画運営する各種イベント、異業種交流会などに出席し、「イベントサービス」を受けることができる。

第十九条 （会員からの情報提供）

会員は、自ら獲得した情報等を会社に対し提供し、他会員へ提供される「ライブ情報」に掲載するよう依頼することができる。但し、右情報が、公序良俗ないし法律に反する場合、その他会社が不適切と判断する場合は、その掲載を拒否されることがある。

第二十条 （責任事項）

1. 第十八条において、本クラブの会員が享受できるサービスの内容は、その時点で、会社が供給可能なものに限られ、右サービスの提供がなんらかの理由により、遅延、又は中断した場合も、その結果会員が被った損害について岐阜信用金庫、あるいは会社は、責任を負わないものとする。
2. 会社が提供し、あるいは本クラブを介して会員相互が提供し合う情報等のサー

ビスの利用により発生した会員の全ての損害、及び会員が右情報等のサービスの利用によって第三者に与えた損害について、本クラブ、岐阜信用金庫、あるいは会社は責任を負わない。

第二十一条（情報等の取扱）

会員は、会社が提供し、あるいは本クラブを介して会員相互が提供し合う情報等を会員自身が利用する以外に、複製、販売、出版、その他方法をもって第三者に利用させたり、公開してはならない。

第二十二条（会費）

1. 本クラブの入会金は無料とする。
但し、特別な事業を行うときは、その事業を利用又は事業に参加する会員が実費の全部または一部を負担する。
2. 本クラブの会費は無料とする。ただし、本クラブの会員は、ジャパン・インテリジェンスマート・クラブの会員として同クラブの会員として同クラブの会費を会社の定めるところに従って会社に納入する。

第二十三条（変更事項）

会員は、住所連絡先等変更のあった場合は本クラブまで速やかに届出なければならない。

第二十四条（本規約の変更）

1. 本規約は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、本規約の各条項および利用方法、会費その他の条件は、経済情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
2. 前項による本規約の変更は、岐阜信用金庫が変更内容を定めるものとし、変更後の規約内容を岐阜信用金庫の店頭、岐阜信用金庫のウェブサイト、その他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 ヶ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

第二十五条（会員規約の発効）

本規約は、平成 3 年 9 月 10 日より発効する。

本規約は、平成 7 年 2 月 1 日改定する。

本規約は、令和 2 年 4 月 1 日改定する。